

脱植民地化の双方向的歴史過程における「植民地責任」論の研究

2008年度第2回研究会

日時：2008年7月12日（土曜日）

午後1時30分より午後6時

場所：AA研セミナー室（301）

報告：1. 川島真（AA研共同研究員、東京大学）

「戦後初期日本の制度的『脱帝国化』と歴史認識問題」

2. 半澤朝彦（AA研共同研究員、明治学院大学）

「イギリスと「植民地責任」— 脱植民地化プロセスの影響」

報告1 「戦後初期日本の制度的『脱帝国化』と歴史認識問題」

1. 関心の所在

本報告は、1945年からの日本および日本が統治した領域の「脱帝国化」「脱植民地化」への関心に依拠しつつ、それと歴史認識問題を絡めながら論じようとするものである。現在言われている多くの「歴史」をめぐる問題なども、その一つの「根」をこの「脱帝国化」の過程の中に見出すことが可能だと考えるからである。

このような問題関心は、三谷太一郎の「戦後日本においては、植民地化の研究は蓄積されてきたが、脱植民地化を自国の問題として省察することは、ほとんどおこなわれなかった。ひるがえって考えれば、そのことが戦後日本の国際意識に及ぼした影響は決して小さくない」[1]といった指摘や、「未完の脱植民地化」の議論[2]などですでに提起されている。しかしながら、その具体的な検証については依然として不十分であり、特に「脱帝国化」の過程についてはほとんど検証されていない状態にある。

2. 脱植民地化と脱帝国化

3. 日本の制度的「脱帝国化」— 帝国から国民国家になる方法—

4. 二重に忘却される植民地—台湾—

5. 日中における歴史認識問題と台湾

おわりに—台湾の台湾化と歴史認識問題、そして『歴史評論』論文[3]について—

本報告を終えるにあたりいくつかのことを改めて述べておきたい。第一に、「植民地責任」をかかんがえるとき、脱植民地化とともに脱帝国化を議論しななければならない。この脱帝国化には、三つのフェーズが想定されるが、日本での研究は手薄であった。その点について本稿では一定の検討を加えた。第二に、日本の脱帝国化をめぐる制度的な調整について分析し、それを類型化した。複雑な帝国は、平面的な国民国家に落としこまれたのである。だが、ここで重要なのはその過程で台湾人や朝鮮人は捨象され、「日本人」に対象が限定されたのである。第三に、そのような忘却された台湾、台湾人という状況は、決して、このような制度調整だけに見られるのではなく、学界や言論の状況においても見られたのである。いくつかの背景の下で、「台湾」は忘却された。台

湾での代行脱植民地化に、日本側で台湾を忘却したことが、二重の忘却状況をつくりだしたのである。

また、台湾から提起される歴史認識問題は、ナショナリズムや愛国主義教育によるものではなく、台湾化にともなう中華民国に対する、あるいは日本に対する脱植民地化、そして民主化にともなって発生した。国民党によって定式化された日本理解を、社会の側がおこなうことが民主と自由の象徴だったのだ。その中には、確かに日本統治を評価する傾向も見られたが、それはこのような背景をもつものである。そうした意味では、民主化にともなって歴史認識論が噴出した韓国と同じような状況を台湾は有する。

歴史認識問題は、このような複雑な背景を有しており、単純に論じることができない。台湾の状況も中国と台湾の兩岸関係にからみつき、日台関係だけでは論じ切れない。また、戦前以来の長期的な歴史認識問題の経緯を考えれば一朝一夕では解決できない。しかし、歴史研究者も、ある意味ではこの問題を育む素地を、無意識にであれ、作ってしまった面、協力してしまった面があることを忘れてはならないだろう。台湾をめぐる状況などにはそれが明確にあらわれている。学者もまた台湾の忘却に一役買っていたのである。

そのような状況に対して、もちろん実証的な研究を積み重ねることが最重要であることは言うまでもない。だが、そのような実証的な研究もまた、ときにある社会潮流の下に置かれてしまうこともある。その中で、より積極的に歴史認識問題を自らの問題として位置付ける可能性を否定してはならないのではないかと考える。『歴史評論』の論文では、歴史研究者の歴史認識問題への関与は多様であるべきであり、関与しないことも想定されると同時に、一定程度の関与が、研究者それぞれにおいて想定され、おこなわれることを、それぞれが否定せず許容しつつ議論する素地をつくっていくべきなのではないか、ということ述べたものであった。

【主要参考文献】

幼方直吉「台湾研究 問題提起（尾崎秀樹、池田敏雄などが参加した戴国輝の論文に対する座談会記録）」（『アジア経済』11(6)、1970年6月）

川島 真「従日本看台湾的日本研究」（中央研究院人文社会科学研究センター、亞太区域專題中心『亞太研究論壇』26期、2004年12月）

川島 真「戦後日本の台湾史研究－政治史・経済史を中心に」（亜東関係協会編『「日本之台湾研究」国際学術研究会論文集』中華民国外交部、2005年12月所収）

川島 真「戦後補償問題と歴史学の役割について」（『歴史評論』689号、2007年8月）

木畑洋一「現代世界と帝国論」（『歴史学研究』776号、2003年）

駒込 武「日本の植民地支配と近代－折り重なる暴力」（『トレイシーズ』別冊思想、第二号、2001年）

戴国輝・新島淳良「思想方法としての台湾」（『新日本文学』26(11)、6-18頁、1971年11月）

三谷太郎「まえがき」（三谷太郎編『岩波講座 近代日本と植民地 8 アジアの冷戦と脱植民

地化』岩波書店、1993年)

山室信一『『国民帝国』論の射程』(山本有蔵『帝国の研究—原理』・類型・関係—』名古屋大学出版会、2003年)

Prasenjit Duara, *Perspectives from Now and Then (Rewriting Histories)*,
Routledge, 2004.

[1] 三谷太一郎「まえがき」(三谷太一郎編『岩波講座 近代日本と植民地 8 アジアの冷戦と脱植民地化』岩波書店、1993年)

[2] 駒込武「日本の植民地支配と近代—折り重なる暴力」(『トレイシーズ』別冊思想、第2号、2001年)、あるいは木畑洋一「現代世界と帝国論」(『歴史学研究』776号、2003年)参照。このほか、拙稿「特集『戦後東アジアにおける人の移動と20世紀史の再展開』にあたって」(『東アジア近代史』10号、2007年3月、1-9頁)でも、脱帝国化／植民地化と歴史認識問題の関連性を提起している。

[3] 拙稿「戦後補償問題と歴史学の役割について」(『歴史評論』689号、2007年8月)

(川島 真)

報告2 イギリスと「植民地責任」— 脱植民地化プロセスの影響

国際関係史の中で、「植民地責任」という概念は自明ではない。不十分との批判があるとはいえ、「村山談話」のように「植民地支配と侵略」によって「多大の損害と苦痛を与えた」と、国家リーダーが明確に植民地責任を認めた例は、(たしかに日本の右派などが主張するように)国際的にはまず見られない。戦争責任や強制労働などの損害賠償とは異なり、植民地支配そのものの無答責は一般的である。

歴史的に最大規模の植民地保有国であったイギリスの場合、それならば「植民地責任」を論じることは不可能なのであろうか。報告者の見方では、事柄はそれほど単純ではない。イギリスは、公式に認めていないとはいえ、「植民地責任」について「無意識」ではなかった。むしろ、イギリスは植民地支配に対する「後ろめたさ」と常に背中合わせで、19世紀、20世紀の国際関係史を紡いできたといってもよい。

植民地保有への功利的な反対論、また罪悪感、イギリス本国のリベラリズムとともにあり、「反植民地主義」「反帝国主義」の旗印のもと、ホイッグの活動やアメリカ独立を経て、19世紀の自由貿易主義者たちによって、イギリスの国際政治思想の一方の重要な要素となった。彼らの主張により、「植民地」という名称自体、政治的リスクが伴うようになったのである。ラテンアメリカの独立はイギリスの非公式帝国を打ち立てたし、19世紀末以降、「保護国(領)」「共同統治」「委任統治領」「国際管理地域」「信託統治領」などの「イチジクの葉」が多用されたことはよく知られる。

こうした都合の良い国際法の「運用」が破綻しかけた時期が、1950年代末から1960年代初頭、スエズ危機や新興国の加盟によって国連の「反植民地主義」が高揚した時期である。英米ほか数カ国だけが棄権した1960年の国連総会決議1514は、総会の圧倒的多数の賛成で可決され、世界人権宣言とともに国連憲章を補完する重要な国際法となった。この決議では、植民地の保有そのものが原理的に否定され、イギリスが目指していた「秩序ある脱植民地化」は遂行不能に陥ったのである。

とはいえ、マクミランの「変革の風」演説や、労働党の主張に見られるような、リベラリズムと帝国意識が結合した、政治的イデオロギー的な優越意識は、ブレアの政策など今日のイギリスにもまだ見られる。新興国が相次いで独立した時期の「反植民地主義」や「植民地責任」を問う声は、1970年代以降の第三世界の低迷と混乱、先進諸国の保守化によって、いったんはほとんど姿を消している。とはいえ、長期的・歴史的視点に立てば、将来、中国やインドを始めとする非西欧勢力が国際政治の中心軸に近づくにつれ、歴史の評価が再び変更を余儀なくされていく可能性は高い。

(半澤 朝彦)